

(仮称) 町田市文化芸術のまちづくり計画  
(骨子案)

2025年1月

町田市

## 1 計画策定の目的

文化芸術は、人々の暮らしや生活様式等から生まれた身近なものであり、誰もが子どもの頃から親しんできたものです。そのため、私たちが生活していくうえで切っても切り離せない、人生に彩りと潤いを与えてくれる必要不可欠なものです。

文化芸術には、生きる活力を与えてくれる「元気にするチカラ」、言葉や年代等様々な背景を超えて共感できる「人をつなぐチカラ」、そして、これまでにない視点やイマジネーションをもたらしてくれる「創造するチカラ」の3つのチカラがあります。

文化芸術を推進し、町田への愛着とまちのにぎわいにつなげるために、「(仮称) 町田市文化芸術まちづくり計画」を策定します。

## 2 計画策定の背景

### (1) 町田市の概況

<市の状況>

- ①2023年0～14歳の年少人口の転入超過数が政令市を除いて全国1位である
- ②日本最大の文化芸術集積地である東京都心部へのアクセスが確保されている
- ③町田駅の1日の乗降客数は約50万人と多い
- ④市および近郊の大学には多くの芸術系学部が集まっている
- ⑤豊かな自然環境を有しており都市機能と自然環境が共存している

<関連する施策>

- ①2021年度に町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」を策定し、「文化芸術に親しめる環境・機会を充実させる」という施策を設け、「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむまち」になりたい姿としている
- ②2024年5月に子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指し「町田市子どもにやさしいまち条例」を施行した
- ③2024年6月に「町田駅周辺開発推進計画」を策定し、町田らしい資源を活かしつつ、さらに多様な魅力を持つまちへの転換を目指している。新たな賑わいづくりの核となる導入機能のイメージとして、音楽・演劇ホール等の文化芸術施設や、町田駅前でしか体験できない音楽・スポーツなどを楽しめる施設を挙げている

### (2) 国の動向

- ①文化芸術に係る法整備の沿革

2017年「文化芸術基本法」改正

2018年「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行

「文化財保護法」改正

2020年「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」施行

2022年「博物館法」改正

- ②各自治体の文化芸術推進計画の立案が努力義務となった

- ③2023年、文化庁の「文化芸術推進基本計画（第2期）」が閣議決定し、文化芸術の価値を社会・経済全体の発展に結びつけることが目標になった

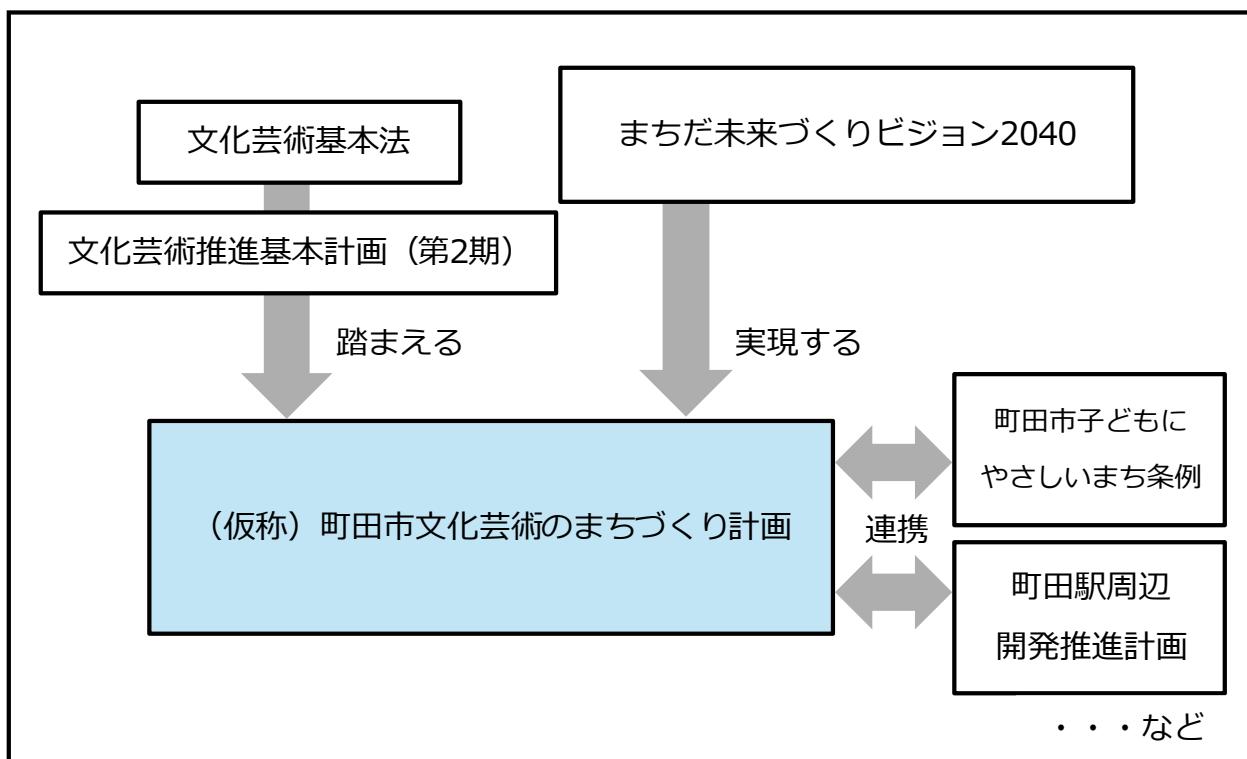
### (3) 社会情勢の変化

- ①単身世帯の増加等人口動態の大きな変化により、ライフスタイルや価値観が多様化している
- ②デジタル技術の急速な進展等により、情報発信や文化芸術の新たな楽しみ方が拡大している
- ③社会的責任の一環として企業が文化芸術支援活動に積極的に取り組んでいる

### 3 計画の位置づけ

この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の施策7を実現する計画、及び文化芸術基本法第7条の2第1項に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定するものです。

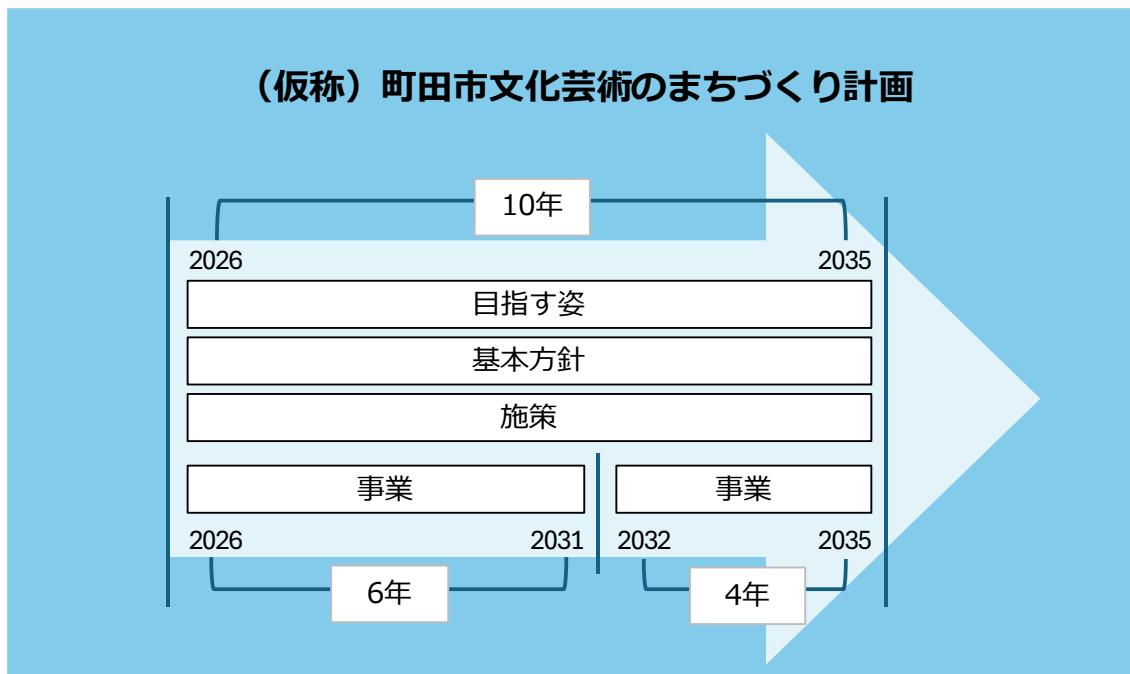
文化芸術基本法をはじめ、町田市子どもにやさしいまち条例や、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例等の関連する法令、町田駅周辺開発推進計画や町田市教育プラン、町田市障がい者プラン21-26、町田市産業振興計画19-28、町田市観光まちづくり基本方針、町田市公共施設等総合管理計画等の関連する計画等と連携を図っていきます。



## 4 計画期間

本計画のうち、目指す姿、基本方針、施策の部分については、2026年度から2035年度までの10年間を計画期間とします。

また、施策に基づく各事業については、2026年度から2031年度までを前期、2032年度から2035年度までを後期とし、計画の実現に取り組みます。町田市基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」のまちづくり基本目標及び実行計画と合わせ、事業については前期終了時に見直します。



## 5 範囲

### (1) この計画における文化芸術

町田に根付いた文化芸術に焦点をあてていくため、本計画では、文化芸術基本法に規定されている文化芸術の範囲に、景観や街並みなどの「町田市の歴史と生活」及びストリートカルチャーやコミュニティアートなどの「新しく多様な取り組み」等も追加し、文化芸術を広く捉えます。

### (2) 対象者

町田市民を基本とし、町田市に関わる方や訪れる方も対象とします。また、年齢・国籍、病気の有無、障がいの有無、文化芸術の習熟度等に関わらず、全ての方を対象とします。

### (3) 関連分野との連携

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と連携します。

## 6 町田市の強み

### (1) 市民の文化芸術活動が盛んで、生活に根付いた文化芸術に親しめる環境がある

- ①茶道、華道、伝統芸能、クラシック音楽、オペラ、バレエ等の歴史ある市民団体があり、市民参加型を意識したイベントを行っている。また、全国で活躍している合唱部や吹奏楽部があり、市民や子どもが日常的に文化芸術に触れている
- ②全国で活動している音楽座ミュージカルやご当地アイドルを支えているまほろ座等、民間事業者が文化芸術活動を続けている
- ③国際版画美術館や博物館、遺跡が身近にあり、市民が版画や工芸品、住居跡など生活の営みに密着したものに触れられる
- ④市民意識調査で「文化芸術活動に関わる活動をした」と回答した人の比率は、全国平均を上回っている
- ⑤まちだ〇ごと大作戦 18-20<sup>+1</sup>や二十祭まちだに見られるような、市民や企業等が主体的に活動する取り組みを行ってきた
- ⑥2018 年から 2021 年までの beyond2020 プログラムにより、市民が主体となった文化芸術活動を町田市文化プログラムとして認証した。2022 年からは SNS を活用した市民の文化芸術活動の周知を継続的に行っている

### (2) 郊外の若者にとってポップミュージックの活動拠点となっている

- ①周辺には 8 校の大学、9 校の専門学校が立地しており、交通の便が良く集まりやすいことから、学生を中心とした若者が町田を拠点として文化芸術活動を続けている
- ②ライブハウスやスタジオ、楽器店などポップミュージック活動の土壤が 40 年前からあり、首都圏郊外のバンドなどの活動の拠点の一つである
- ③まちだ若者大作戦において、町田市の公園を活用した地域おこしとして野外音楽フェスが行われている
- ④市内各地の子どもセンターに音楽スタジオ、一部の子どもクラブに防音室を設置している

### (3) 版画や工芸などの分野には他に誇れる資源がある

- ①国際版画美術館の版画作品や博物館の工芸品には、歌川広重の東海道五拾三次や東南アジアの陶磁器コレクション、ボヘミアングラスなど、他に誇れる作品のコレクションがある
- ②国際版画美術館や博物館では、学校連携やアウトリーチ、ワークショップなどを行い、版画作品や工芸品の魅力を伝えている
- ③市内に美術系学部のある大学が多く立地しており出身者がアトリエを持つケースもあること、日本でも有数の版画工房があること、文化芸術活動をしている障害者支援施設があることなど、民間にも版画や工芸の魅力を伝えるための基盤がある

## 7 目指す姿

文化芸術に触れられる環境に育ち町田がもっと好きになる、観光や産業振興、中心市街地のまちづくりなどの分野と連携し、活力や充実感を得てまちが元気になるなど、「まちだ未来づくりビジョン 2040」が目指す 2040 年の町田市のイメージ「なんだかんだ言っても、やっぱり町田が一番」と感じられるよう、以下の目指す姿を実現していきます。

### 目指す姿

# 文化芸術を育み 笑顔咲くまち ～町田で Let's stART～



### 効果

町田への愛着

まちのにぎわい

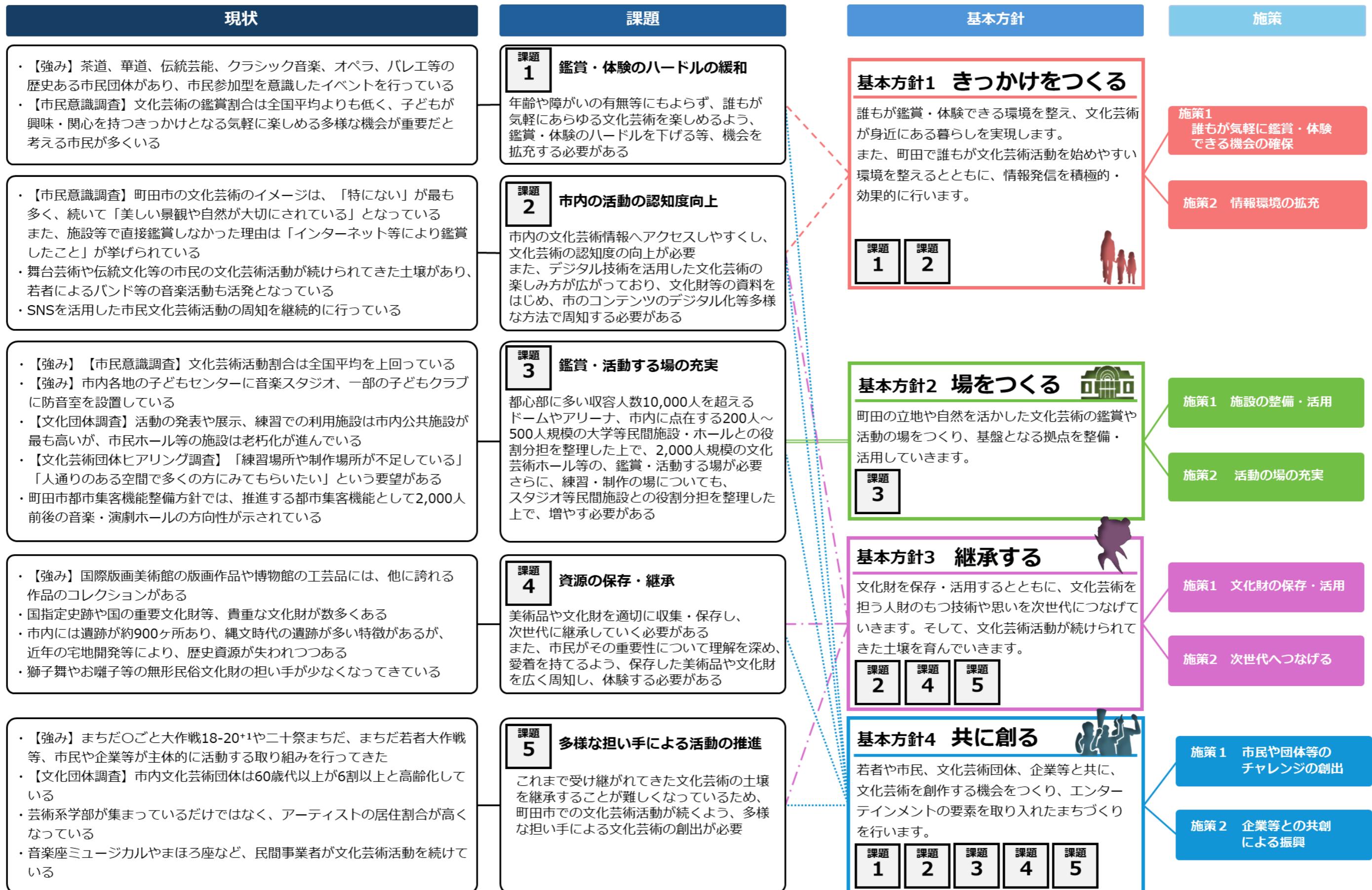
「育む」には、技術の上達や感性を豊かにするという意味だけではなく、文化芸術の鑑賞や活動をしやすい環境を整えるという意味があります。

この計画では、文化芸術に触れられる機会が身近にあるという町田市の強みを活かし、きっかけや場をつくるなど、文化芸術の土壤を育んでいきます。

そして、文化芸術を鑑賞したい、活動したい誰もが stART（スタート）を踏み出すことができ、文化芸術の持つチカラで笑顔が咲くまちにしていきます。

## 8 現状から施策まで

現状から整理した課題を解決し、目指す姿を実現するため、以下4つの基本方針とその施策を設定します。



## 9 計画体系

計画の体系は以下のとおりです。基本方針1～3と、基本方針4を両輪とし、その2つが相互作用することで、目指す姿を実現します。

### 目指す姿

# 文化芸術を育み 笑顔咲くまち ～町田で Let's stART～

### 基本方針1

#### きっかけをつくる

施策1 誰もが気軽に鑑賞・体験できる  
機会の確保

施策2 情報環境の拡充

### 基本方針4

#### 共に創る

施策2 企業等との共創による振興

施策1 市民や団体等のチャレンジの創出



### 基本方針2

#### 場をつくる

施策1 施設の整備・活用

施策2 活動の場の充実

### 基本方針3

#### 継承する

施策1 文化財の保存・活用

施策2 次世代へつなげる



## 10 施策

4つの基本方針を実現するための施策を示します。

### 基本方針1 きっかけをつくる



- 【指標】 ○市内で文化芸術活動に触れる機会を持つことができた市民の割合  
○野外ライブ等の実施  
○障がい者や乳幼児連れ向けの公演や展示等の実施回数  
○イベント情報の閲覧数

#### 施策1 誰もが気軽に鑑賞・体験できる機会の確保

- 取組例) ○障がい者や乳幼児向けのホール鑑賞できる公演  
○(仮称) アート体験棟におけるワークショップ  
○地産地SHOWコンサート



#### 施策2 情報環境の拡充

- 取組例) ○公演のオンライン配信  
○文化芸術プロモーション事業



### 基本方針2 場をつくる



- 【指標】 ○自主的な文化芸術活動が活発であると思う市民の割合  
○文化施設利用率の平均値  
○新たに文化芸術施設として活用する施設の数  
○新たに文化芸術活動の場として活用する場の数

#### 施策1 施設の整備・活用

- 取組例) ○芹ヶ谷公園“芸術の杜”の整備  
○文化芸術ホールの整備  
○市民センターホールの文化芸術活用



#### 施策2 活動の場の充実

- 取組例) ○公園や路上での演奏ライブのしくみづくり  
○道路アートの導入

## 基本方針3 継承する



- 【指標】 ○文化財や伝統芸能等が大切にされているイメージがある市民の割合  
○（仮称）国際工芸美術館と国際版画美術館と考古資料室の観覧者数  
○文化芸術団体やアーティストと共に演・共作できる参加型イベント実施数  
○アーティストバンクの指導者の登録者数

### 施策1 文化財の保存・活用

- 取組例) ○文化財保護・整備事業  
○歴史資料のデジタル化



### 施策2 次世代へつなげる

- 取組例) ○アーティストとの共演イベント  
○アーティスト育成バンク



## 基本方針4 共に創る



- 【指標】 ○文化芸術団体の活動状況の満足度  
○他分野と連携した文化芸術団体の割合  
○市民主催イベント実施の仕組みづくり

### 施策1 市民や団体等のチャレンジの創出

- 取組例) ○若者大作戦の野外ライブ  
○文化芸術コンテスト

### 施策2 企業等との共創による推進

- 取組例) ○大学や企業等とのイベント  
○大学や企業等とのパートナーシップ協定



## 11 策定・推進体制

### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民等の意見を聴取するため、「町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会」を設置するとともに、庁内で連携した検討を進めるため、「町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討会」も設置します。

#### ① 町田市文化芸術のまちづくり計画策定懇談会

- ・学識経験を有する者（3名）
- ・文化関係団体の代表（3名）
- ・経済関係団体の代表（1名）
- ・観光関係団体の代表（1名）
- ・小・中学校長会代表（2名）
- （事務局）文化スポーツ振興部文化振興課

#### ② 町田市文化芸術のまちづくり計画庁内検討会

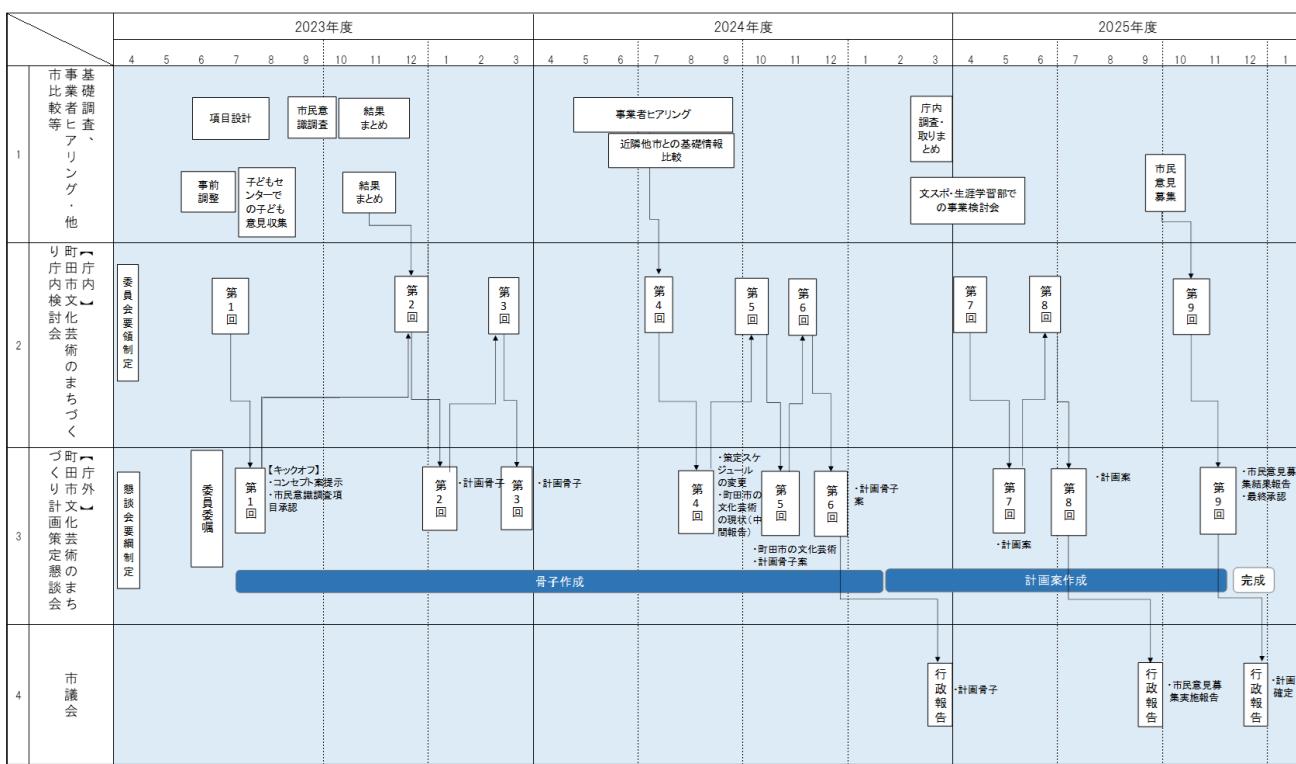
- ・文化スポーツ振興部文化振興課長
- ・生涯学習部生涯学習総務課長
- ・政策経営部広報課長
- ・文化スポーツ振興部国際版画美術館副館長
- ・地域福祉部障がい福祉課長
- ・子ども生活部児童青少年課長
- ・経済観光部産業政策課長
- ・経済観光部観光まちづくり課長
- ・都市づくり部道路政策課長
- ・都市づくり部中心市街地開発推進室長
- ・都市づくり部公園緑地課長
- ・学校教育部教育総務課長
- ・生涯学習部市民文学館担当課長
- （事務局）文化スポーツ振興部文化振興課

### (2) 計画の推進体制

市が全体を取りまとめながら、「文化関係団体」「経済関係団体」「観光関係団体」「子ども関係団体」など各関係主体の協力のもと推進していきます。

関係主体	役割
文化関係団体	文化芸術の土壤を創出する立場からの市事業実施への協力や市の計画推進の方向性に沿った活動展開、文化芸術に関わる各種団体との連携、協働の促進 など
経済関係団体	文化芸術事業を通じた中心市街地のにぎわいづくり、市の集客力アップにおける連携、協働（商店会、商業施設などとの調整含む）など
観光関係団体	文化芸術事業を通じた町田の都市観光拠点としての集客力、イメージアップにおける連携、協働（観光事業者などとの連携含む） など
子ども関係団体	子どもたちの文化芸術機会の拡充を目指した事業実施における連携、協働 など
市	計画の推進、各主体間（上記以外の福祉系団体、大学、まちづくり関連団体や自治会などを含む）との連携・調整 など

## 12 スケジュール



※文化芸術基本法第7条の2第2項「特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」により、町田市教育委員会の意見を聴く予定ですが、時期等は未定です。